

四日市市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第12号

四日市市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市職員退職手当支給条例施行規則（昭和31年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（条例第10条第10項第2号に規定する規則で定める者）</u></p> <p><u>第8条の3 条例第10条第10項第2号イに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。</u></p> <p><u>（1）雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第1条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であって、雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>（2）雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務又は事業を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの</u></p>	

(3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第10条第10項第2号ロに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(総務部人事課)